

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

4 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度営繕積算システムソフトウェア借入	情報処理用機器	一般財団法人建築コスト管理システム研究所	981,200	令和2年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度営繕積算システムソフトウェア借入

2 契約の相手方

一般財団法人建築コスト管理システム研究所

3 随意契約理由

本案件は、施設課・施設保全センター・各浄水場の営繕積算業務で使用する「営繕積算システムソフトウェアRIBC2」（以下「RIBC2」という）の借入を行うものです。RIBC2は、ライセンスの借入期間が単年度となっており、本案件は令和2年度の借入を行うものです。

RIBC2は、国土交通省・各都道府県及び大阪市ほか政令指定都市で構成される「営繕積算システム等開発利用協議会」の公共建築工事発注における営繕積算業務合理化・省力化の意向を受け、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事に業務上要求される、データの機密性が十分配慮されたものとなっています。

営繕業務の労務単価等積算基準を当局に提供している都市整備局をはじめ、現在大阪市各局ではRIBC2を用いて営繕工事等の積算を実施しています。

なお、他に同様のシステムは存在せず、RIBC2を取り扱える業者は開発元である上記業者しかありません。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設課（電話番号 06-6616-5551）